

第 18 号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 2 月 28 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

投票管理者及び投票立会人の報酬の額を改める必要がある。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年中野区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の欄中「19,000円」を「20,000円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の欄中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表投票所の投票立会人の欄中「15,000円」を「16,000円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の欄中「13,500円」を「14,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。